

甘産発第263号
令和8年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甘楽町長 森平 仁志

市町村名 (市町村コード)	甘楽町 (103845)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区(旧上野地区) (小幡地区、秋畠地区、福島地区(一部)、新屋地区(一部))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月26日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進んでおり、リタイア後の新たな農地の受け手の確保が必要となる。

甘楽町は令和5年度にオーガニックビレッジ宣言を行い、小幡地区のうち大字上野地内は有機農業に取り組む農家が管理するほ場が集積しているが、慣行栽培の農地と混在している。

少雨による水不足が発生し、営農に影響が出ている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

有機農業、慣行農業の区分けにより効率的な防除及び農薬の飛散防止を目指す。

多様な扱い手による露地野菜、施設野菜、果樹、水稻、飼料作物、畜産、キノコ類など多品目を栽培する。
特別栽培、有機JAS認証取得を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	531.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	531.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域のほぼ全域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者、新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内後継者の育成や地域外からの雇用等、多様な経営体の募集を図るとともに、栽培ノウハウの継承を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス類による被害が確認されている。草刈りによる潜み場の解消、柵の設置による侵入対策、残渣処理の徹底、放任果樹の伐採、積極的な捕獲等の対策により被害軽減を図る。
- ②有機農業耕地面積20haを令和10年に達成するために、慣行栽培から有機栽培への転換を支援する。
- ③農地の担い手が減少していく中で、経営効率を向上させるためリモコン草刈機等の導入を検討する。
- ④転換作物が定着した田においては、高収益作物の栽培を推進し畠地化に取り組む。
- ⑤キウイフルーツ、プラム、イチジク、リンゴ、ブドウ、オリーブなどの効果的な防除、定期的な改植による品質及び収量の維持向上を図る。
- ⑥遊休農地は荒廃する前に菜種を栽培する担い手に集積する。
- ⑦遊休農地は病害虫の発生源及び有害鳥獣の棲み処となるため、農地を荒廃させないために保全管理する。用水路、排水路、農道の機能維持のため共同作業に取り組む。秋畠那須地区の棚畠と景観の保全に取り組む。